

離島地域における介護サービスの提供体制の確保について

令和5年2月22日 厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

離島地域における介護サービスの提供体制の確保について

- 離島における介護サービスの提供体制確保を支援するため、既存の事業等の継続に加えて、令和5年度より事業の拡充等を予定している。
 - ※ 赤字部分は、令和5年度に新設・拡充する予定のもの

(1)介護従事者の確保に向けた支援

①離島等サービス確保対策事業

都道府県・市町村等がホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施した場合の費用を補助。

※令和5年度より、予算増額や補助率引き上げ、事業メニューの拡充を予定

②介護福祉士修学資金貸付事業の特例

介護福祉士資格取得のための修学資金を貸し付ける同事業において、過疎地域では返還免除となる従事期間を短縮(5年→3年に短縮)

※令和5年度より、返済免除となる従事期間の特例について、過疎地以外の離島(全ての離島)に拡大して適用を予定

③離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

離島等の地域外から介護サービス事業所等に就職するための赴任旅費や、地域外での就職説明会の開催等の費用を補助。

④介護ロボット・ICT導入支援事業

テクノロジーの導入による介護サービスの質の確保・向上や現場の負担軽減を図るため、介護ロボットやICTの導入経費を補助。

<u>⑤介護生産性向上推進総合事業</u>

令和5年度より、都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター(仮称)」を設置する経費を補助予定。同センターでは、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入など、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の事業者支援を実施。

※併せて、今国会の提出法案において、都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設

離島地域における介護サービスの提供体制の確保について

- 離島における介護サービスの提供体制確保を支援するため、既存の事業等の継続に加えて、令和5年度より事業の拡充等を予定している。
 - ※ 赤字部分は、令和5年度に新設・拡充する予定のもの

(2) 離島等における介護サービスの制度・報酬等

⑥人員基準等の一部緩和

指定居宅サービス等の確保が著しく困難な離島等の地域においては、市町村(保険者)が必要と認める場合には、地域独自の基準で一定の質をもつサービスを「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができる。

⑦離島等地域に対する報酬加算

訪問系・通所系サービスについては、離島等地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合、介護報酬における加算で評価している。

⑧利用者負担額軽減措置事業

離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになるため、低所得者の利用者負担額の1割分を減額(通常10%の利用者負担を9%に軽減)している。

(3) そのほか、離島地域に対する支援

⑨地域密着型サービス施設等の整備等の支援

都道府県計画に基づき、地域密着型サービス施設等の整備費や介護施設開設準備経費等、地域の実情に応じた介護サービス提供 体制の整備を促進するための支援を実施。離島等に事業所が所在する場合は、補助単価の8%の加算措置を実施。

※令和5年度より、災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替にかかる整備費の支援を新たに対象とする予定

(参考)



離島等サービス確保対策事業

令和5年度当初予算案 12百万円 (10百万円) ※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

■ 離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、 具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

2 事業の概要

都道府県が行う事業

○ サービス確保対策検討委員会の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度について周知 離島等地域の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

市区町村が行う事業

○ 事業推進会議の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知

サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。

○ 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施

サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援(ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援)、環境整備等の試行的事業を実施。

離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業

○ 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施 高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。

介護人材の確保

介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業

意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

サービス提供体制の確保<拡充>

離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、<u>介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した</u>場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

3 実施主体等

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市 国1/2、都道府県等1/2
 - ・ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中 山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わ せて実施する場合

国3/4、都道府県等1/4

● 市区町村

国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

・ 離島等地域で介護サービス確保等のために行う 事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的 支援を受けている場合

国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護 サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」 又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に 掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応 じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等 に委託することも可能。

【事業実績】

実施箇所数:17自治体(令和3年度)※離島振興法トの離島に該当するものは12箇所



介護福祉士修学資金貸付事業等における特例措置の拡充

社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 (内線2845)

1 事業の目的

令和5年度予算案 【事項要求】 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

介護福祉士修学資金貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修 学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

貸付を受けた学生は、卒業後介護の業務に5年間従事した場合に全額返還免除となるところ、介護人材の確保が困難である過疎地特例 法対象地域においては3年間従事した場合に全額返還免除とする特例措置を設けている。

特例措置の趣旨を踏まえ、過疎地域と同様に介護人材を確保することが困難な離島地域等(※1)についても特例の対象とすることで、 介護人材の参入促進を図る。(※2)

(※1)・・・介護報酬上の加算が設けられている離島及び中山間地域等

(※2)・・・社会福祉士修学資金貸付事業も同様とする。

2 事業の概要(実施主体等)・スキーム

貸



都道府県

(都道府県社会福祉協議会等)

支 援





他産業に就職

又は未就労





介護福祉士

(国家試験合格後) 介護福祉士資格の 登録を行い、福祉・介護の仕事に従事

途中で他産業に転職、

自己都合退職等

他産業へ の就職等

借り受けた 修学資金を 実施主体に 返済。

過疎地特例

して従事

過疎地域で従事した場合は、 3年間で全額免除【現行】 【拡充】

福祉・介護の仕事

5年間、福祉・介護の仕事に継続

⇒借り受けた修学資金等の

返済を全額免除。

離島地域等において勤務し た場合も特例を適用。





介護福祉士養成施設入学者への修学資金貸付

【実施主体】都道府県 又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】定額補助(国9/10相当)

【対象者】介護福祉士養成施設修学者

【貸付額(上限)】

費 学 5万円(月額)

入学準備金 20万円(初回に限る)

就職準備金 20万円(最終回に限る)

国家試験受験対策費用 4万円(年額)等



介護生産性向上推進総合事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

〔"介護事業所に対する業務改善支援事業"の拡充〕

老健局高齢者支援課(内線3875)

令和5年度当初予算案:地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数(地域医療介護総合確保基金 137億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数 多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、**都道府県の主導**のもと、介護人材の確保・処遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施するための基金メニューを設ける。(※)

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

※赤字が令和5年度拡充分。

※既存の基金メニュー(業務改善支援事業)の拡充での対応を予定。

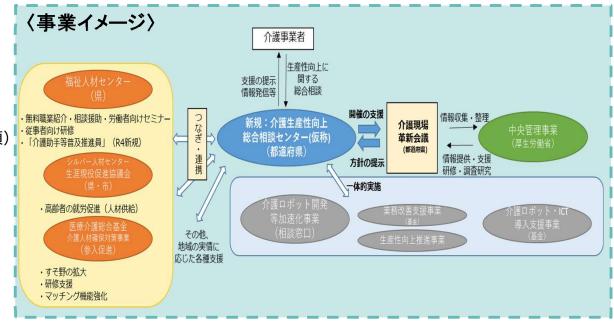
• 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター(仮称)」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICT、その他生産性向上に関する取組を実施する他、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者に対し、ワンストップ型の支援を実施する。

- 【実施事項】以下の経費の一部を補助 ((1)及び(2)の実施が要件。)
- (1) 介護現場革新会議の開催

基金(国2/3)

- (2)介護生産性向上総合相談センター(仮称)の設置
 - ①介護ロボット・ICT等生産性向上に係る相談窓口(必須)
 - ②人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携(必須) ③その他
- (3) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の 支援(コンサル経費の補助)

実施主体 都道府県 一部助成 介護施 設等



3 その他

- 都道府県が介護現場の生産性向上をさらに推進する方策を別途検討。
- 本メニュー設置に伴い既存基金メニューとの整理を予定



地域医療介護総合確保基金(介護施設等の整備に関する事業分)

令和 5 年度当初予算案 352 億円 (412 億円) ※ () 內は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、地域のニーズ等に適したメニューの充実を行う。

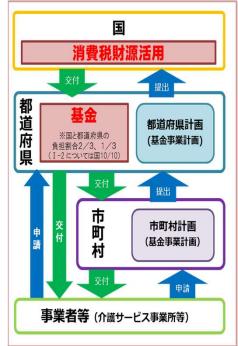
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

• 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。 ※ホアがテ和5年度拡充分。

【対象事業】

- 1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成
- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。 ※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
- ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
- ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
- ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。 <令和5年度までの実施>
- ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・<u>災害イエローゾーン</u>に立地する老朽化等した広域型介護施設の<u>移転建替(災害イエロー</u> ゾーンにおいては現地建替も含む。)にかかる整備費の支援を実施。
- 2. 介護施設の開設準備経費等への支援
- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。 ※ 定員30人以上の広域型施設を含む。
- ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
- ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権(一定の条件の下、普通借地権)の設定のための一時金の支援を実施。
- ④ 施設整備候補地(民有地)の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、 土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
- ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。 <令和5年度までの実施>
- 3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善
- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
- ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
- ③ 介護療養型医療施設等から老人保健施設等(介護医療院を含む)への転換整備について支援を実施。
- ④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
- ⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

く実施主体等>



<令和3年度交付実績>42都道府県